

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

「新基本指針」の実効性を確保し、社会福祉施設の人手不足の解決を求める

請 願 書

【紹介議員】

◆請願趣旨◆

高齢者介護事業を筆頭にした社会福祉施設等における職員確保が極めて重大な困難に陥っているもとの、厚生労働大臣は、社会保障審議会の答申に基づき、社会福祉法第 89 条に定める「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（以下「新基本指針」とします）を改定し、公示しました。

この「新基本指針」は、「今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、いまや国民生活に関する喫緊の課題である」とし、そのためにも「就職期の若年層を中心とした国民各層から選択される職業となるよう、他の分野とも比較して適切な給与水準が確保されるなど労働環境を整備する必要がある」等と指摘しています。

さらに、「新基本指針」では、必要な人材を確保するために「関係者は特に以下に掲げる 5 項目に総力をあげて取り組むことが重要である」と述べ、その 3 項目目に「国の役割」を挙げています。その中で、国が、従事者の労働環境や定着状況等の実態を把握しつつ、「人材の確保のためにどのような政策が必要かを定期的に検討し、適切に福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定を行う必要がある」と指摘しています。

93 年の「福祉人材確保指針」が、十分な実効性を発揮できなかった結果、今日の深刻な人材不足問題を招来したともいえます。

「新基本指針」が再び画餅に帰すことがないように国における施策の充実・改善が図られることを願い、下記について請願いたします。

◆請願事項◆

- 1、「新基本指針」の実効性が発揮され、「魅力と働きがいのある福祉職場」を作るために、賃金や労働条件の改善を図る施策を充実・改善してください。
- 2、国民へのゆきとどいた福祉の提供と職員の労働環境の改善のために、福祉施設の職員配置を改善してください。

2007 年 月 日

○団体名

○代表者名

④

○所在地